

弘前大学外国人留学生企業等訪問活動支援事業実施要項

1. 目的

弘前大学（以下、「本学」という。）は、青森県内及び日本国内への本学外国人留学生の定着を目指すため、企業等訪問活動を支援することを目的とする。

2. 経費

予算の範囲内とする。

3. 定義

この実施要項において、次の用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

(1) 外国人留学生

本学で学修する外国人留学生のうち学部及び大学院に所属する正規学生。

(2) 企業等訪問

本学で学修する外国人留学生が、定められた期間、企業等の現場でインターンシップに従事又は就職試験を受験することをいう（オンラインを除く）。

4. 対象者

本学で学修する外国人留学生で、青森県内及び日本国内での就職を見据えて企業等訪問等の活動を行う者。

5. 企業等訪問活動支援金額

企業等訪問活動を行うために要する公共交通機関の利用に係る交通費及び宿泊施設の利用に係る宿泊費を支援する。

(1) 交通費

本学又は自宅等の最寄り駅から、訪問する企業等の最寄り駅までの往復に係る額（上限 30,000 円）を支援する。ただし、企業等訪問活動中の移動に係る費用を支援するものではない。

(2) 宿泊費

企業等訪問活動を行うために要する宿泊施設の利用に係る費用のうち、1泊あたり 6,000 円を上限として支援する（最大 5 連泊分 30,000 円）。

6. 申請

申請対象期間は、1月～12月分とする。

申請受付期間は、募集開始時～申請対象期間の翌年1月中旬までとし、1年度内に申請できる回数は、1人につき1回に限る。

申請する場合には、企業等訪問活動実施後速やかに、別紙様式1により申請すること。

なお、申請の際は、一往復分の交通費及びそれに伴う宿泊費について計上できることとし、計上する金額を支払ったことがわかる資料（領収証等）を添付すること。また、訪問先から支援がある場合は申請することができない。

原則として、訪問活動を行う当日に係る交通費及びそれに伴う宿泊費を計上することとするが、次の場合には例外的に計上することができる。

- ①午前には訪問活動を行う場合の前日に係る交通費及びそれに伴う宿泊費
- ②午後には訪問活動を行う場合の翌日に係る交通費
- ③その他、特に本部長が認めた場合

7. 選考

国際連携本部運営会議において、支援対象者を決定する。

8. 支援の取消し

企業等訪問活動支援金の支援を受けた者が次の各号の一に該当する場合にあっては、支援の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (2) 弘前大学学則(平成16年規則第2号。以下「学則」という。)第57条及び弘前大学大学院学則(平成16年規則第3号。以下「大学院学則」という。)第50条の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (3) 学則第32条及び大学院学則第45条の規定により退学又は学則第35条及び大学院学則第46条の規定により除籍となったとき(当該退学又は除籍が、事故・病気等による場合を除く。)
- (4) その他訪問活動支援金の給付が適当ではないと判断されたとき。

9. 企業等訪問活動支援金の返還

企業等訪問活動支援金は、返還を要しないものとする。ただし、前記第8の規定により訪問活動支援金の給付を取り消されたときは、既に支給された活動支援金の全部又は一部について返還を要するものとする。

10. 事務

企業等訪問活動支援金に関する事務は、事務局付調整役(国際連携本部)において処理する。

11. その他

この要項に定めるもののほか、企業等訪問活動支援事業に関し必要な事項は、国際連携本部が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年10月22日から実施し、令和3年4月1日から適用する。